

森林が持つ機能の維持、回復を進めます 里山（天然林）整備を推進

森林は、保水や水質浄化などの公益的機能を持っています。
この機能の維持、回復を図るため里山（天然林）の整備を進めています。



■問い合わせ 農林課林業振興係 ☎0225

公募による里山整備
公募により整備地域を選定し、所有者等の一部負担により里山の整備を行います。

◆公募の要件 森林所有者、管理者等が2戸以上共同で、天然林および竹林1畝以上の整備（皆伐、除伐、下刈）を希望する場合

◆負担金の額 整備に要する経費に5パーセントを乗じた額

◆整備地域の決定 応募があった現地を調査し決定します。

里山整備促進事業補助金
森林所有者・管理者等自ら行う里山の整備に対し補助金を交付します。

◆対象者 森林所有者、森林管理者等

◆整備内容 集落に接した天然林および竹林で、1力所当たり10㎡以上の整備を行う場合

◆必要書類 交付申請書（業者委託の場合は見積書）
※交付申請書は、農林課、各地域局及び各地域市民センターに備えています。

情報ボックス

森林の持つ公益的機能
森林は、資源としての木材やキノコなどの林産物を生産する場となっています。また、土砂災害の防止、湧水や洪水の緩和、生物の保全など多くの環境保全機能を果たしています。

◆補助金額 整備面積10㎡当たり

作業内容	金額
皆伐	25,000円（樹木）、29,000円（竹）
除伐	15,000円（樹木）、17,000円（竹）
下刈	10,000円

※上記作業を業者委託した場合は、事業費の3分の1以内、10㎡当たり5万円を限度とします。

詳しくは、農林課（☎0225）までお問い合わせください。

ふるさと寄付金（ふるさと納税制度を活用した寄付）ありがとうございます

いただいた寄附金は、「高梁市ふるさと応援基金」に積み立て、寄付者の目的に応じて、市勢振興のため有効に活用しています。今後とも、豊かな自然と多様な歴史的・文化的遺産が息づくまち「ふるさと高梁」の応援をよろしく願います。

平成23年度

○人数・・・25人

○金額・・・138万3千円

※「ふるさと納税制度」は、出身地など応援したい自治体へ寄付をした場合に、所得税や居住する自治体の住民税が軽減される制度です。

■問い合わせ 企画課企画係 ☎0208

風しん・麻しんの予防接種 これからの流行期に備えて受けましょう

幼児期に1回目の予防接種を済ませている人も、確実な免疫をつけるために、2回目の接種を受けましょう。

◆対象者 ①第1期：生後12カ月～24カ月未満 ②第2期：平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ
③第3期：平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれ
④第4期：平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれ

◆接種費用 無料 ※③④については、今年度限りです

◆接種時に必要なもの

①母子手帳 ②第3期、第4期の対象者で保護者同伴でない場合は、配布している予診票、保護者同意書

■問い合わせ 健康づくり課母子保健係 ☎0228

町内会が取り組む自主活動を奨励します 町内会活動奨励金制度

暮らしやすい地域づくりや地域福祉の向上を目指して、町内会が取り組む自主活動を奨励し、協働と連携のまちづくりを推進するため「高梁市町内会活動奨励金制度」を創設しました。



■問い合わせ 市民課市民交通係 ☎0254

◆支給対象となる町内会
支給対象となる活動を2種類以上実施する町内会

◆支給額
一世帯当たり5000円

◆支給対象となる活動

- ①住民の助け合いに関すること（例）心配ごと相談会の開催、一人暮らし老人の見守り・声掛け運動の実施
- ②地域の安心・安全に関すること（例）防災訓練、防犯パトロール、交通安全活動の実施
- ③地域の環境整備・維持に関すること（例）地域（道路等）の清掃・草刈り、道路敷きの花壇整備の実施
- ④住民の交流・親睦に関すること（例）住民交流行事、交流サロン、スポーツ大会の開催
- ⑤その他町内会の維持、発展に関すること（例）近隣町内会との交流会・合同行事の開催

◆支給までの手続き
7月31日（火）までに活動計画書を提出し、活動実施後に実績報告書を提出してください。
※町内会長宛てに別途案内を送付します。

外国人の皆さん

住民登録制度が変わります

外国人住民の皆さんに基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まっています。
このため、7月9日（月）から新たな在留管理制度が始まり、外国人も住民基本台帳制度の対象になります。

■問い合わせ 市民課戸籍住民係 ☎0252



◆どのように変わるの？
外国人も住民基本台帳制度の対象になります。「外国人登録証明書」に代わり、「特別永住者証明書」または「在留カード」が交付されます。

◆住民基本台帳制度に変わるとうなるの？
外国人住民にも住民票が作成されます。日本人と外国人で構成される世帯全員が記載された証明書（住民票の写し等）が発行できるようになります。

転出・転入の方法が変わります。高梁市から他の市町村へ異動するときは、高梁市に「転出届」をする必要があります。また、他の市町村から高梁市へ異動するときは「転出証明書（転出届をする）と交付される書類」と「特別永住者証明書」または「在留カード」が必要になります。

◆「特別永住者証明書」や「在留カード」とは？
「特別永住者証明書」は特別永住者に対して交付されます。交付される場所は従来どおり市民課の窓口です。「在留カード」は中長期在留者（短期滞在者等を除く、適法に3

カ月を超えて在留する外国人）に対して交付されます。交付される場所は入国管理局です。

◆現在の「外国人登録証明書」はどうなるの？
現在お持ちの「外国人登録証明書」は新制度施行後も引き続き有効ですので、すぐに「特別永住者証明書」や「在留カード」に換える必要はありません。年齢やお持ちの在留資格によって切り替え時期が異なりますので、ご注意ください。

◆住民票はどのようにできるの？
5月10日に「仮住民票」を送っています。7月9日に住民票に移行しますので、記載内容に間違いが無いかご確認ください。住民票は外国人登録の内容を基に作成されます。在留資格・期間の更新をしていない人、住所変更の手続きをしていない人は、住民票が作成されない場合があります。早めに所定の手続きをして下さい。

詳しくは、「法務省入国管理局ホームページ（日本に在留する外国人の皆さんへ）」をご覧ください。